

看護小規模多機能型居宅介護事業いわしぐも基準該当生活介護運営規定

(事業の目的)

第1条 社会医療法人社団三思会が開設する看護小規模多機能型居宅介護事業いわしぐも（以下、「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定生活介護事業（法第5条第7項に規定する生活介護をいう。（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、厚木市、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 事業所は、医療ケアを必要とする利用者を優先してサービスを提供するものとし、前項の連携に努めるとともに、状況によっては家族と相談の上、他の福祉サービスへの移行も検討する。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 6 事業の実施にあたっては、前各項のほか、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 看護小規模多機能型居宅介護事業いわしぐも
- (2) 所在地 神奈川県厚木市戸室1丁目29番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 代表者 1人 事業所業務を総括する。
- (2) 管理者 1人 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (3) 看護職員 2.5人以上 利用者の健康管理等看護業務を行う。訪問看護ステーションもみじ看護職員が兼務する。

(4) 介護職員 10人以上 利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。

(5) 介護支援専門員 1人以上 利用者のケアマネジメントを行う。

(6) 調理職員 1人以上 利用者に対する食事の提供を行う。

2 前項に定めるもののほか、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(指定生活介護の事業の種類)

第5条 事業所は、利用されていない居室を利用して指定生活介護事業を行う。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(事業の実施地域)

第6条 事業の実施地域は、厚木市全域とする。

(主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象者は、厚木市全域の、重症心身障害者及び難病等対象者とする。

(サービスの提供)

第8条 事業所は、指定生活介護の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

(1) 健康管理

(2) 入浴又は清拭

(3) 身体の介護

(4) レクリエーション

(5) 利用者又は家族に対する相談及び助言

(サービス提供の記録)

第9条 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。

2 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する記録を整理し、当該指定生活介護を提供した日から5年間保存する。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 事業所は、事業を提供した際は、利用者から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない事業を提供した際は、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、事業所において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。この場合

の利用料金については、別表に定める。

(1) 日用品費又は活動材料費

(2) その他事業所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

(3) 日常生活において、身体状態の改善のために必要となる姿勢補助用具に係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが必要であるもの。

4 事業所は、前3項に係る費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付する。

5 事業所は、第1項から第3項までの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者の同意を得るものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービスを利用するにあたって、他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことを行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第12条 事業所の従業者は、事業の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとする。

(安全管理)

第13条 事業所は、法人および事業所の安全管理規定及びマニュアルに則り、事業運営および利用者の安全確保に努めるとともに、その実現に向けての職員等への教育を行う。

(感染対策)

第14条 事業所は、法人及び事業所の感染対策マニュアルに則り、事業所の感染対策に努めるとともに、その実現に向けての職員等への教育を行う。

(食品衛生対策)

第15条 事業所は、事業所の食品衛生マニュアルに則り、食品衛生管理の徹底に努めるとともに、委員会の定期的な開催と、職員等への教育を行う。

(消防および非常災害対策)

第16条 事業所は、事業所の消防および災害計画に則り、利用者及び職員の安全の確保に努めるとともに、その実現に向けての職員等への教育を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(身体拘束の適正化のための措置に関する事項)

第18条 事業所は、利用者または他利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束や行動の制限を行わない。また、身体拘束等の適正化のための指針を整備し、定期的な委員会の開催と職員等への教育を行う。

(業務計画の策定に関する事項)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じるものとする。定期的な計画の見直しと、職員等への周知を行うとともに、研修や訓練を行う。

(苦情解決)

第20条 事業所は提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した事業に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、提供した事業に関し、法の定めるところにより、都道府県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、従業者の資質向上のため研修(障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとし、それに伴う業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時～1年間

(2) 継続研修 事業所の教育計画に準ずる

2 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を

漏らしてはならない。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人社団三思会と事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。